

◆愛媛大学授業料免除・徴収猶予の申請要領（2021年度前期分）◆

「授業料免除申請のしおり」の記載事項および、以下の事項に注意してください。

※高等教育修学支援新制度給付奨学生に係る授業料免除申請は、【高等教育修学支援新制度による授業料免除申請要領（2021年前期分）】を確認し、必要書類を提出してください。

1. 授業料免除申請書は対象学生によって申請書が違います。申請書の種別を間違えないように必要書類を準備してください。（授業料徴収猶予申請書は共通です。）

◆学部生・大学院生（私費外国人留学生を除く）

◎2019年度以前入学の学部生用（経過措置申請）

※これらの学生は、日本学生支援機構給付奨学金に申請することが前提となります。

未申請の方は日本学生支援機構給付奨学金在学採用に必ず申請してください。

（在学採用の申請時期は、決まり次第愛媛大学ホームページでお知らせします。）

※3浪以上であり、日本学生支援機構奨学金に申請できない等、特別な事情がある場合は申請前に学生生活支援課までお問い合わせください。

◎大学院生用

◆学部生・大学院生（私費外国人留学生用）

◎2020年度以降入学の学部生用

◎大学院生及び2019年度以前入学の学部生用

◆共通

◎授業料徴収猶予申請書（授業料免除と同時申請はできません。）

2. 学力基準及び家計基準（授業料免除申請のしおりに記載）を満たしていない場合、授業料免除の対象となりませんので確認のうえ提出してください。
3. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。
受付の詳細については別紙「2021年度 授業料免除及び授業料徴収猶予申請受付日時等」を確認してください。各学部受付場所へ受付期間・時間内に提出または郵送ください。

提出受付日終了後は一切提出を受け付けないので、期日を厳守すること。